

事 務 連 絡
平成 2 1 年 9 月 2 9 日

医政局総務課 御中

保険局総務課

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての
当面の取扱いに関する周知の協力依頼について

平素より大変お世話になっております。

さて、出産育児一時金等につきましては、本年10月1日より支給額を4万円引上げ42万円とするとともに、直接支払制度の実施が始まる所です。

このたび、直接支払制度の実施に関しましては、別添のような措置を講じることとなりましたので、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の医政主管課宛て周知をしていただきたく、特段の御配慮のほどよろしくお願いいたします。

なお、4万円の額の引上げについては予定通りの実施である旨、申し添えます。

【照会先】

厚生労働省保険局

保険課企画法令第一係 大西

TEL (03)5253-1111 (内線) 3247